

令和4年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年9月29日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	教育指導課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	38号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	39号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
3	40号	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	41号	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
5	42号	幼稚園教育職員の勤末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	43号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
7	44号	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
8	45号	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	承認
9	46号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
追加日程1	33号	「北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートの実施について	了承
追加日程2	34号	「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について	了承

令和4年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年9月29日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和4年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第38号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」から日程第8、第45号議案「教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」までを一括して議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

教育指導課長です。

第38号から第45号議案につきまして、一括して改正の内容をご説明いたします。

今回の規則改正の背景といたしましては、大きく2つの改正点がございます。

1点目は、国家公務員法及び地方公務員法において、令和5年度から定年の段階的引上げや高齢期職員における多様な勤務制度を内容とする改正がなされました。北区においても第3回定例会にて、関係条例の改正を行ったことに伴い、制度導入に向けた規則改正を行うものです。

今回の国家公務員法及び地方公務員法改正の概要としては、令和5年4月1日からの段階的な定年引上げ、定年前再任用短時間勤務制の導入、暫定再任用制度の措置、役職定年制の導入等となります。

今回の規則改正では、1週間の正規の勤務時間に係る規定等の整備を行うとともに、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、規則の整備等を行うため、各規則案を提出いたします。

2点目として、地方公務員法の一部改正等に伴い、令和4年10月1日から期末勤勉手当の支給に係る欠勤等の期間に関する規定や、育児参加休暇の承認期間を延長するため、規則改正を行うものです。

お手元の資料、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の6ページ、新旧対照表をご覧ください。

第23条の2、第2項育児参加休暇の承認期間について、職員の配偶者等の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認するところを、当該出産の日以降1年とします。

続いて、お手元の資料、幼稚園教育職員の勤末手当に関する規則の一部を改正する規則の3ページの説明欄をご覧ください。

地方公務員法の一部改正を踏まえ、期末手当の支給に係る欠勤等の期間に関する規定を改めるほか、規定の整備を行うため、この規則案を提出いたします。

期末手当の支給期間における欠勤等日数の算定に当たり、育児休業の承認に係る期間の全部が、子の出生後8週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業について、それぞれひと月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする旨を定めます。

この改正は、勤勉手当に関しても同様です。

以上、改正点について説明させていただきました。

また区長部局についても、同様の各関係規則の改正を行う予定です。

最後に、施行規則でございます。

各規則、令和5年4月1日から施行することといたします。ただし、期末勤勉手当の支給に係る欠勤等の期間に関する規定及び育児参加休暇の承認期間の延長についての規定は、令和4年10月1日から施行いたします。

以上、第38号から第45号議案について、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

ご説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第38号議案から第45号議案までは原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第9、第46号議案「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について」です。

ここでお諮りいたします。

本件は個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号ただし書の規定に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、ただいまより会議を非公開とします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長	<p>ただいまより会議を公開とします。</p> <p>傍聴の方の入場を許可します。</p> <p>次に、追加日程第1、報告第33号「北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートの実施について、教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第33号「北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートの実施について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>資料配布が当日になりまして、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは1枚おめくりいただきまして、1ページ、項番1番の概要の(1)目的でございます。</p> <p>「北区教育ビジョン2024」の策定に当たりまして、区民の皆様の教育に関する意識や意向を把握し、教育行政に関する課題や需要等を抽出して、計画策定の基礎資料とするために、保護者を対象としたアンケートを実施するものでございます。</p> <p>(2)の対象者でございます。</p> <p>お示しのとおり、令和4年9月1日時点で北区に住民登録がある方で、ゼロ歳から中学校3年生までの子どもがいる保護者へ、無作為で2,000名を「(仮称)子ども・子育て支援総合計画」の区民意識・意向調査とは被らないよう抽出いたします。</p> <p>(3)の実施時期でございます。</p> <p>令和4年10月中旬から11月15日までの1か月間程度の期間を設け、実施する予定でございます。</p> <p>(4)の調査票でございます。</p> <p>2ページの「北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートのお願いをお願いいたします。</p> <p>こちらのアンケートでございますが、校園長会の代表の先生方にもご参加いただきました北区教育ビジョン策定検討委員会で作成しましたアンケート案につきまして、教育委員の皆様、また子ども・子育て会議の委員の皆様などにお示しし、ご意見をいただきました上で、できる限りそのご意見を反映した形で作成させていただいたものでございます。</p> <p>この後の説明につきましては、これまでの協議会でもご説明させていただいた内容と重なる部分がありますが、あらかじめご容赦のほう、お願いいたします。</p> <p>まず、2ページの表紙でございます。冒頭本文に趣旨をお示ししてございます。</p> <p>本文の下から3行目ところに記載のとおりでございますが、設問は18ページで47問、所要時間おおむね30分となっております。</p> <p>続きまして、設問項目の変更点につきまして、前回北区教育ビジョン2020策定時のアンケート調査との大きな変更点を中心に、ご説明させていただきたいと存じます。</p>

全体といたしまして、前回教育ビジョン2020策定のアンケート調査をもとに、経年推移をなるべく把握できるよう配慮しながらも、可能な限り類似、重複する項目を削除するとともに、教育を取り巻く環境の変化に応じた設問を新たに設定したところがございます。

また、調査票全体についてでございますが、お子さんが小中学生の方に対する設問の表記といたしまして、前は「小・中学校に通っている方」と表記してございましたが、不登校のお子さんなどに配慮いたしまして「通っている」は「在籍している」に表記を修正してございます。

それでは個別に大きな変更点を中心に、ご説明させていただきます。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

なおこの後、調査票についてお示ししているページには、一番下のほうに調査票のページ番号と本報告資料におきますページ番号の両方が、それぞれ上と下に分かれて掲載されてございますが、以降調査票についてご説明する際に申し上げますページ番号につきましては、下のほうの本報告資料のページ番号でご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは4ページの問いの6番をお願いいたします。

こちらには北区立小中学校の教育についての満足度、重要度をお伺いする設問を表形式で設定してございます。

前回北区教育ビジョン2020策定に係るアンケート調査では、それぞれ力を入れてほしいこと、また期待することとしてお尋ねする形式での設問としてございましたが、今回、満足度と重要度をお尋ねすることが有用と判断しまして、表形式での設問に変更することにいたしましたところがございます。

その後、6ページの問いの8番をお願いいたします。

北区の教育行政についての設問でございますが、こちらとも問いの6番と同様に表形式に修正し満足度、重要度を問う設問に修正をしてございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

問いの10番と問いの11番でございます。

今回、新たな視点といたしまして、新たな基本構想の中間のまとめの学校教育の分野、こちらで示されてございます個別最適な学び、子ども一人一人に合わせた学習と協働的な学び、ほかの人とともに力を高め合う学習に焦点を当てた設問を新設してございます。北区の取組におきます満足度と重要度をお尋ねする設問として、設定したものでございます。

続いて9ページをお願いいたします。

こちら、現在の教育を取り巻く環境の変化としまして、一人1台端末の取組、こちらが進捗してございますことから、9ページの問14番と10ページの問15番では、ICT教育について設問を新設してございます。

問いの14番では、お子さんが北区の区立小中学校に在籍している方を対象に、現在学校で実施されているICTを活用した事業及び家庭学習、またICTに関連したトラブルから身を守るための授業についての満足度、こちらをお答えいただくものでございます。

また、問15番につきましては、同じくお子さんが北区の区立小中学校に在籍している方を対象に、ICTを活用した事業または家庭学習に期待することを複数回答制でお尋ねするものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

問いの28番から問いの30番まででございます。

こちらは国の検討会で提言がありました、部活動の地域移行に関する設問を新たに設定したものでございます。

まず、問いの28番は現在部活動について、保護者の方が期待するものをお尋ねするものでございます。

続きまして、15ページの問29番では部活動の地域移行に係る国の提言について、どのように感じるかを問うものでございます。選択肢の下に国の提言の概要、こちらをお示ししてございます。

続いて、問30番では、部活動の地域移行について気になることを複数回答制でお尋ねするものとなっております。

続きまして、その下の問31番と問32番でございます。

こちらには、ヤングケアラーについての設問を設定してございます。

まず、問31番では、ヤングケアラーという言葉自体を知っているかについてお尋ねし、問32番では、ヤングケアラーと思われる子がいた場合の相談先等についてお尋ねするものでございます。

以上が、今回大きく形式や内容を変更した設問、また新たに設定しました設問となっております。それ以外につきましては、選択肢の時点修正やお答えいただく対象の明示、設問の統合等を行っているところでございます。

以上、保護者アンケートに関する変更点のご説明でございました。これをもちましてアンケートを実施させていただきまして、調査を進めてまいりたいと考えてございます。

それでは恐れ入ります。1ページの委員会資料の項番の2番、こちらにお戻りいただきまして、今後の予定でございます。

お示しのとおりでございますが、11月頃には「きたコン」を活用した児童生徒向けのアンケートを実施させていただきまして、12月にはアンケート調査の分析を行い、令和5年2月には調査報告書を作成し、ご報告させていただくことを予定しているところでございます。

「北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートの実施についてのご報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員	<p>全体的に見やすくまとめていただいて、ありがとうございます。</p> <p>1点だけ、教えていただきたいのですが、5ページの間7のところ、事前に見せていただいたときに発言をしたのですが、9、10、18と特別支援学級、それから通級について触れているのですが、言語難聴学級について入れていただきたいという要望を出したのですが、入らなかった理由について教えていただけますでしょうか。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	言語難聴学級に関する設定項目については、大変申し訳ございませんが、確認して、ご回答させていただきたいと存じます。宜しく願いいたします。
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、追加日程第2、報告第34号「「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について」、子ども未来課長から説明をお願いいたします。</p>
子ども未来課長	教育長
清正教育長	子ども未来課長
子ども未来課長	<p>では、私のほうから「(仮称)北区子ども・子育て支援計画」総合計画策定に向けた区民意識・意向調査の実施についての説明をさせていただきます。</p> <p>本件につきましては、8月末の教育委員会協議会のほうで、案をご提示させていただきました。皆様にはお忙しいところ、大変細かくいろいろ見ていただき、ご意見等も賜りまして、本当にありがとうございました。</p> <p>基本的にこちらの概要ですとか数ですとか、調査方法、資料の1ページ目でございますが、こちらのほうのものにつきましては協議会で示したものと基本変わりがありません。</p> <p>2ページ目に進んでよろしいでしょうか。</p> <p>調査期間なのですが、他の調査などとのいろいろ整合を図りまして、10月17日から10月31日まで、調査対象はいろいろ異なるのですが、この期間におおむね2週</p>

間、もちろん遅れても回答は多少の期間であれば受け付けられるということではございますが、おおむね2週間に期限を区切りまして、この日程で実施させていただくことで調整してございます。

調査票、多岐にわたるのですがおかげさまで、すみません。資料も当日配付になって、大変申し訳なかったのですが、最大のご懸念でありました、フォントの読みにくさというか、そういったことについてもおかげさまで何とか修正が図られまして、体裁的にはよくなったのかなと思ってございます。

次の3ページでございますが、こちらに皆様から、教育委員の皆様はもとより子ども・子育て会議ですとか、あと校園長会の先生方にも、こちらの案を示しまして、様々な意見をいただきまして、それを反映できなかつたもの、反映できたもの、そういったことで一覧としてまとめてございます。教育委員の皆様からはどちらかという言い回しの点であったり、例えばこの設問を答えたところが次の設問に飛んでいくときに、ちょっと番号がずれているのではないかと、そんなテクニカルな、どうかといえばご指摘を多々いただきまして、基本的にはいただいたご意見については、全て反映することができたと考えてございます。

また、子ども・子育て会議の委員からは、例えば小学校、中学校のお子さんなのですが、例えば設問で「あなたの家族で自殺した経験がある人はいますか」とかそういう質問が結構あったわけですね。そういったところをちょっと聞き方、これは過去にもやったのでどうかななんていうこともあったのですけれど、そういったちょっとデリケートな、ともすれば本当にあった方がなかなか傷ついてしまうような言い方というのは、ちょっと設問としてどうだろうといったようなご意見もありまして、今回設問自体を落とすような形にしました。

あと、児童養護施設関連で様々なご意見をいただいたのですが、こちらにつきましても、例えば困っている前提でちょっと質問をしているようなところがございまして、例えば「あなたの夢はありますか」とかといったときに、「ある」といった人については結構ぽんと終わっちゃうのですけれども、ない方はなんでないのですとかいっぱい聞いているのですけど、ある方についても同じようにいろいろ丁寧に聞いていいじゃないかとか。あと普通の、いわゆる一般の小・中学校に通われているお子さんと、ちょっとその聞き方があまりにも異なる部分については同じような質問を加えたりとか、共通の設問を加えて比較したりとか、そんな変更を加えさせていただきました。

大変ボリュームが多いものですから、ちょっとなかなか、それでしかも当日配付ということではなかなかご覧いただくことは難しいと思うのですが、区民の方々、結構な対象者になりますので、こういった形で反映されるということで教育委員の皆様にはぜひご理解をいただければと思います。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

ありがとうございます。それでは本件に関する報告は終了いたします。
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和4年第7回教育委員会臨時会を閉会いたします。